



東邦車輛株式会社 殿

自 佐 野 第 31 号  
平成 28 年 7 月 14 日

独立行政法人 自動車技術総合機構  
関東検査部 佐野事務所



改造等の概要

改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

【指示事項】

1. 審査の際は、本紙及び改造部分詳細図を提示すること。
2. 本改造は、車台番号「TF36H2C3-84022~84031」の10台限りとする。
3. 複数台数届出とする。なお、通知書の写しは交付できない。
4. 新規検査等の受検前には、別途審査事務規程4-13に基づく届出を行うこと。

【特記事項】

1. けん引車は、いすゞ QDG-EXZ52AJ (第6軸荷重16.0t)で検討した。
2. ※印はいすゞ QDG-EXZ52AJ 型トラックとの連結時を示す。

主要諸元比較表 標準車種の類別等を記載する。(0720)

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度
車名	東邦	←		乗車定員人	-	-	
型式	TF36H2C3	TF36H2C3改		最大積載量 kg	29000	25600	
自動車の種別	普通	←		車両重量 kg	前前軸重	10540	9220 (≦10t (18010 kg))
用途	貨物	←			後前軸重	8480	8920 (≦10t (11350 kg))
車体の形状	セミトレーラダンプ/セミトレー	←			後中軸重	8485	8925 (≦10t (11355 kg))
燃料の種類	-	←			後後軸重	8485	8925 (≦10t (11355 kg))
原動機型式	-	←			計	35990	35990 (≦20t~28t (45090 kg))
総重量(L又は定格出力(W))	-	←		最大安定傾斜角度°	左 50 右 50	※44 ※44	一般≧35°
長さ m	12.145	9.360	≦12m	前前軸	-	-	( kg)
幅 m	2.490	←	≦2.6m	タイヤ後前軸	11R22.5-14PR	←	(10000 kg)
高さ m	2.260	3.530	≦3.8m	タイヤ後中軸	11R22.5-14PR	←	(10000 kg)
軸距 m	前軸	-		後後軸	11R22.5-14PR	←	(10000 kg)
	後軸	1.850	←	前軸荷重	空車	-	≧20%
荷台の内側の寸法	長さ m	12.000	8.500	割合	積車	←	≧20%
	幅 m	2.460	2.200	リヤ・オーバーハング m	2.090	1.305	≦1/2L (3.650 m)
	高さ m	←	0.900	荷台オフセット m	2.610	1.650	
車両重量 kg	前前軸重	1320	2210	最小回転半径 m	10.7	※8.3	≦12m
	後前軸重	1890	2760				
	後中軸重	1890	2760				
	後後軸重	1890	2760				
計	6990	10490					

車両重量・軸重等の基準



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	kg≦18t	kg≦20t	17850 kg≦19t

能力強度検討書

制動力	略力 N	km/h	≧1.6	車軸強度	$\sigma/\sigma_0$	≧1.3
空気圧	kPa			線路設置強度	$\sigma/\sigma_0$	≧1.6
制回転数	Nc/Np		≧1.3	制動装置強度	$\sigma/\sigma_0$	≧1.6
制強度	$\sigma/\sigma_0$		≧1.6	制動装置強度	$\sigma/\sigma_0$	≧1.6
車軸強度	$\sigma/\sigma_0 = 570 / 72.31 \times 2.5 = 3.15$		≧1.6	制動装置強度	$\sigma/\sigma_0 = 460 / 72.31 \times 2.5 = 2.54$	≧1.3
				制動装置強度	$\sigma/\sigma_0$	≧1.6

- 注1：能力検討欄は、該当しないものは、省略したものは×を記入すること。  
 注2：指示事項欄又は能力強度等検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。  
 注3：現車審査の際は、通知書及び改造部分詳細図等の添付資料を提示すること。(9.(1)関係)

目的	ダンプセミトレーラとして架装するため
車枠及び車体	フレームを後端から3.940m短縮した。 また、車軸取り付け位置を前方に2.210m移動することにより、軸距を6.910+1.300+1.300=9.510(m)から4.700+1.300+1.300=7.300(m)に変更した。
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
懸吊装置	
連結装置	
燃料装置	
電気装置	

- 注1：変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。  
 注2：届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく勧告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第63条の3関係)

Y49410